

## 青森県特定（産業別）最低賃金改正申出の要件等

産業名	適用事業場数	申出要件（人） （概ね 1/3）	現在の最低賃金 （時間額 円）
	適用労働者数(人)		
鉄鋼業 (E22)	31	492	992
	1,476		
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具 製造業 (E28・29・30)	135	2,656	927
	7,967		
各種商品小売業 (I56)	24	708	921
	2,124		
自動車小売業 (I591)	646	1,636	923
	4,908		

※ 現在の産業別最低賃金の改正発効は、鉄鋼業と電気機械器具等製造業は令和6年1月19日、各種商品小売業と自動車小売業は令和5年12月21日である。

※ 適用事業場数、適用労働者数は、令和5年12月1日現在。

◎申出年月日 令和6年7月末日まで

## 特定（産業別）最低賃金の改正申出に係る必要書類等

### 1 申出形式

- ① 提出部数  
必要数 2 部
- ② 様式  
必要事項記載あれば任意

### 2 申出書記載事項

- ① 申出者について（労働組合・団体等の名称、代表者）
- ② 申出者が代表する基幹的労働者又は使用者の範囲
- ③ 当該産業別最低賃金の件名
- ④ 申出の内容
- ⑤ 申出の理由（公正競争ケースの場合は、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金を改正することが必要である理由）

### 3 添付書類

#### （1）労働協約ケース・公正競争ケース共通

- ① 申出を行う者が上記 2 ②の基幹的労働者又は使用者を代表する者であることを明らかにする書類

#### （2）労働協約ケースの場合

- ① 労働協約の写し
- ② 申出について当事者である労働組合又は使用者の全部の合意があったことを証する書類
- ③ 当該一定の地域内の事業場で使用される同種の基幹的労働者の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数を記載した書類
- ④ 当該労働協約に定める賃金の最低額が月額のみで表示されているものについては、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者に係る月間の所定労働時間数及び所定労働日数等の状況についての参考資料

#### （3）公正競争ケースの場合

- ① 当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね 3 分の 1 以上のものの合意によって行われる場合には、当該合意を確保するために必要な書類
- ② 賃金格差の存在の疎明資料

合意があったと認められるケースに応じた当該合意を確認するために必要な書類

合意があったと認められるケース	合意を行った労働者又は使用者の範囲	合意を確認するために必要な書類
労働協約	① 賃金の最低額の定めを含む労働協約（労働組合法第 14 条に規定する要件を満たしたものに限り。）が締結されている場合	左の労働協約の適用対象労働者又はその締結当事者となった使用者 ア 当該労働協約の写 イ 当該労働協約に定める賃金の最低額が月額のみで表示されているものについては、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者に係る月間の所定労働時間数及び所定労働日数等の状況についての参考書類 ウ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記入した書面
労使協定等	② 賃金の最低額の定めを含む労使間の協定、申合わせ等（書面をもって締結されたものであって①の労働協約を除く。）が締結されている場合	左の労使間の協定、申合わせ等の適用対象労働者又はその締結当事者となった使用者 ア 当該協定、申合わせ等の内容を表す書面 イ 当該協定、申合わせ等を行った当事者の名称、申合わせの対象となる者の範囲等当事者に関する事項を表す書面 ※ ただし、アの書面に、これらの事項が含まれている場合には要しない。 ウ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記入した書面
協議組織	③ 労働者及び使用者それぞれを代表する者により構成される協議のための組織において、最低賃金を改正又は廃止することが必要であるとの合意がなされている場合	左の協議のための組織に係る労働者又は使用者（労働組合又は使用者団体により構成される場合はそれぞれの構成員） ア 当該協議組織における最低賃金を改正又は廃止することが必要である旨の合意を表す書面 イ 当該協議組織が労使の代表者から構成されている協議組織であることを表す書類（例えば、協議組織の設置運営の規約、協議組織の構成を表す書面等） ※ ただし、アの書面にこれらの事項が含まれている場合には要しない。 ウ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
機関決定	④ 労働組合又は使用者団体により最低賃金を改正又は廃止することが必要であるとの機関決定が行われている場合	左の労働組合又は使用者団体の構成員 ア 当該機関決定の内容を表す書面 イ 当該機関決定を行った機関の構成員が明らかでない場合には、そのことを明らかとする書面（例えば、機関の設置運営の規約、機関の構成を表す書面等） ウ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面

個別合意等	<p>⑤ 最低賃金の改正又は廃止に関する申出について、書面をもって個々の労働者又は使用者の合意がなされている場合(上記④のケースのほか、企業における親睦会その他の従業員組織において、当該申出について合意する旨の決定が行われており、かつ、その合意をする労働者の代表者によりその内容が証明されている場合を含む。)</p>	<p>左の書面に係る労働者又は使用者</p>	<p>(1) 最低賃金の改正又は廃止に関する申出について、書面をもって個々の労働者又は使用者の合意がなされている場合</p> <p>ア 合意した者の記名のほか所属事業場(企業)名、同所在地、主要製品名又は事業の内容等が記載されている合意書面</p> <p>イ 合意した者が、当該企業の労働者又は使用者であることの疎明資料(例えば、アの書面において合意署名が事業場ごとにまとめられ、その文中において当該事業場の労働者である旨が、明示されており、かつ、合意者がそれぞれ記名している場合はこれに該当するものとみなす。)</p> <p>ウ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域の同種の労働者の概数を記した書面</p>
	<p>(2) 企業における親睦会その他従業員組織において、当該申出についての合意する旨の決定が行われている場合</p> <p>ア 合意する旨の決定が行われていることを表す書面(ただし、合意する労働者を記入した書面であり、これら労働者の代表によりその内容が証明されている場合に限る。)</p> <p>イ 当該合意を行った労働者の所属する従業員組織に関する事項を表す書類(例えば、会則、役員名簿等)</p> <p>ウ 「労働者の代表」が当該企業の労働者であることの疎明資料(ア、イの書面等において、「労働者の代表」が当該企業の労働者であることが明らかになっている場合には、要しない。)</p> <p>エ 従業員組織等の所属事業場(企業)名、同所在地、主要製品名又は事業の内容等が記載されている書面</p> <p>オ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を示した書面</p>		